

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理・農業用排水施設・暗渠排水事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和四年十二月二十六日から

令和五年一月三十日まで

二 縦覧場所

秩父市役所